

日行連発第433号
令和2年7月27日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
総務部
部長 松村 和人

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の
施行に当たっての留意事項について

標記の件について、政府において令和2年7月豪雨による被害状況等に鑑み、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一を改正する命令が7月10日付けで公布・施行されました。各单位会におかれましては、別紙の特例に係る留意事項をご確認いただき、所属会員への周知を図るとともに、会員指導等をお願いいたします。

以上

別紙1：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の施行に当たっての留意事項について（令和2年7月10日付、警察庁）

別紙2：官報（令和2年7月10日付）